平成２５年（フ）第２４５号
大阪市鶴見区諸口４丁目１番43号　山本ハイツ　A103
債務者　中野　義光
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６号
大阪府東大阪市長田中１丁目４番12―608号、前住所奈良市二名東町3744番地の１　ノバ学園前Ⅲ番館301号
債務者　久保　康彦
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４７号
大阪市都島区片町１丁目１番36―502号
債務者　水原　奈央（旧名直樹）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２８７号
広島県大竹市立戸３丁目１番３号
債務者　小田　和幸
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３０号
広島県東広島市高屋高美が丘５丁目４番１―107号
債務者　本田　孝久
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
長崎県長崎市福田本町1430番地２　雇用促進住宅１棟106号
債務者　武次　　東
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３号
長崎県長崎市福田本町1430番地２　雇用促進住宅１棟106号
債務者　武次さおり
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６９３号
仙台市青葉区中山台３丁目２番地の11
債務者　今泉　久子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
福島県郡山市逢瀬町多田野字広町原15番地
債務者　小出さゆり
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
茨城県神栖市若松中央４丁目87番地マロンハイツ３―103
債務者　豊田　真一
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２９９号
茨城県古河市恩名1535番地14、前住所埼玉県加須市道目20番地１
債務者　留村　一人
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２０７号
千葉県浦安市堀江４丁目31番２―404号　ローズガーデン浦安五番館
債務者　古中美弥子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３４５号
千葉市若葉区若松町540番地２　サンライトシティ106号
債務者　石井　美雪
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５４号
千葉市花見川区畑町857番地１　花見川ガーデンハイツ215号
債務者　小野　容子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６０号
千葉県船橋市日の出２丁目13番16―501号
債務者　半田　裕幸
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９８号
千葉県船橋市東船橋７丁目６番１号　万作屋荘102号
債務者　杉田　益夫
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２６号
千葉市美浜区幸町１丁目13番２棟102号
債務者　杵渕　珠美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４１号
千葉市若葉区千城台東４丁目19番１棟307号
債務者　村上　潤子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係